

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 (1) 内容            保育人材を必要とする保育所や認定こども園、指定保育士養成施設、及び公的支援機関等が連携し、学生や潜在保育士等を対象に、保育士の職業としての魅力や進学・就職等に関する有益な情報を発信するイベントを開催する。</p> <p>(2) 特殊性            本業務は、効果的な事業実施を図るため、一般社団法人岐阜県民間保育園・認定こども園連盟（以下「民保連」という。）が開催する保育士養成施設の卒業年次学生を対象とする既存イベント「みんぼJOBフェア」を基盤として実施する。            県は、既存イベントの対象者に加え、中高生（保護者を含む。）及び潜在保育士等まで拡大し、保育分野への進学・就職を総合的に支援するフェアとして開催するものである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明            本業務は、既存イベントを基盤として、対象者を拡大のうえ実施するものであるため、既存イベントの実施主体である民保連以外の者が供給することはできない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。